

下呂市スポーツ協会表彰規定

第1条 下呂市体育振興に貢献したもの及び、スポーツ大会において優秀な成績を収め、他の範となったものについて本規程により表彰する。

第2条 被表彰者の決定は、各競技団体会長より推薦されたものについて、常任理事会の議決を経て会長が行う。

第3条 被表彰者の審査及び、推薦の基準は次のとおりとする。

① 体育功労者

下呂市スポーツ協会役員として体育振興に著しく功績のあったもの。

但し、年齢50歳以上で、10年以上役員として在職したもの。

(内規、50歳以下で、6年以上役員として在職したものには、感謝状を贈る。)

② 競技団体審判員功労者

下呂市スポーツ大会各競技会の審判員として、競技運営に協力し体育振興に著しく功績のあったもの。

但し、20年以上審判員として協力したもので、各競技団体会長より推薦されたもの。(内規、年齢55歳以上)

③ 優秀選手及び優秀チーム

過去1ヶ年間に於いて、下記の成績を収めたもの。

- ・ 県大会において優勝したもの。
- ・ 東海大会、ブロック大会に出場し3位以内に入賞したもの。
- ・ 全国大会に出場し6位以内に入賞したもの。
- ・ 特に優秀な成績を収め、下呂市スポーツ界に貢献したもの。

④ 特別優秀選手及び優秀チーム

長期にわたり優秀選手及び優秀チームに該当したもの。

⑤ 敢闘賞

県民スポーツ大会（県民体育大会）に7回以上出場し、下呂市スポーツ界に貢献したもの。

第4条 各競技団体会長は前条に該当するものがある時は、毎年3月末日までに推薦状に次の事項を記入の上、下呂市スポーツ協会長に提出すること。

- 氏名、住所、生年月日
- 所属団体名、所属機関
- スポーツ歴・審判員歴
- 加盟団体の推薦理由
- その他特記すべき事項

第5条 表彰は、スポーツ協会長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(附 則)

この規程は下呂市内各小学校・各中学校在校生にも適用する。ただし、原則として高校生・大学生には適用しない。

なお、同一児童・生徒に対する表彰は3回までとする。

(附 則)

(第3条、第4条、一部改正)

本改正規約は平成10年2月27日より施行する。

(附 則)

(第3条、一部改正)

本改正規約は平成12年1月27日より施行する。

(附 則)

(附則、一部改正)

本改正規約は平成24年4月1日より執行する。

(附 則)

(第2条、一部改正)

本改正規約は平成27年4月1日より執行する。